

【宿泊約款】

（適用範囲）

第1条

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

（宿泊契約の申込み）

第1条

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - ①宿泊者名
 - ②宿泊日及び到着予定時刻
 - ③宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - ④その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第1条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第2条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第3条

1. 当館は、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - ①宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - ②満室により客室の余裕がないとき。
 - ③宿泊の申込みをしようとする者が、宿泊に関し法令の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ④宿泊の申込みをしようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ⑤宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑥天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（宿泊客の契約解除権）

第4条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受け、ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合であっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第5条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - ①宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められた時、又は同行為をしたと認められたとき。
 - ②宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められたとき。
 - ③宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ④天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑤寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条

1. 宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - ①宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
 - ②日本国内に住所登録地のない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（確認の為パスポートのコピーをとらせていただきます）
 - ③出発日及び出発予定時刻。
 - ④その他当館が必要と認める事項。
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌午前10時までとします。
2. 当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受け、
 - ①チェックアウト時間を延長する場合
午前11時までは、室料として3,000円（税別）
それ以後、1時間ごとに2,000円（税別） 最長12時まで

（利用規則の遵守）

第10条

1. 宿泊客は、当館内においては当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第11条

1. 当館の主な施設等の営業時間は原則として次のとおりとしその他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス説明書等でご案内いたします。
 - ①フロントサービス時間：24時間 門限（ロビー階正面玄関）：なし
2. 前項の時間は、必要な場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受け、

（当館の責任）

第13条

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

（契約した客室が提供できないときの取り扱い）

第14条

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとし、

（寄託物等の取り扱い）

第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当館は5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当館内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当館の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の障害が生じて当館は責任を負いかねます。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第16条

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了承したときに限って責任を持って保管し宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合は、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて14日間当館にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。（飲食物・雑誌に関しては即日処分させていただきます）

（駐車場の責任）

第17条

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第18条

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1：

宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	内訳
		(1) 基本宿泊料（室料＋夕、朝食）
	追加料金	(2) 飲食代及びその他の利用料金
	税金	(3) 消費税、サービス料、入湯税150円

備考1 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

別表第2：違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2～6日前	7日前
一般	100%	50%	30%		
団体	100%	100%	50%	30%	10%

（注）

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客の一部について契約の解除があった場合、宿泊の7日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数については、違約金はいただきません。
4. 上記3. の団体客について、別途「団体予約確認書」等の契約をした場合には、この限りではありません。

（暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合）

第19条

- ①「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等の当館の利用はご遠慮いただきます。（ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします）
- ②反社会的団体及び反社会的団員（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）の当館利用はご遠慮いただきます。（ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします）
- ③暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当館の利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
- ④当館を利用する方が心身衰弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

（平成28年11月改定）